

「事業協同組合定款参考例」について

はじめに

これまでにお知らせさせていただいたとおり、平成 19 年 4 月 1 日に「中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律」（平成 18 年 6 月 15 日、平成 18 年法律第 75 号）が施行されました。また、この改正された法律を施行するための関係政省令等も施行されました。

これにより、「中小企業等協同組合法」に規定する事業協同組合・連合会・事業協同小組合、火災共済協同組合・連合会、企業組合及び「中小企業団体の組織に関する法律」に規定する商工組合・連合会、協業組合の運営方法が大きく変わりましたので、改正法及び政省令の内容をご理解いただき、適切に対応していただくことが必要となります。

これらの改正に伴い、全国中小企業団体中央会において「中小企業組合定款参考例」が改正されました。ただし、これは中小企業組合が定款の作成・変更に際して、模範としてこれに倣わなければならない定款例としてではなく、一つの参考例として利用されるべきものとして、お示ししたものであります。

今回は、「中小企業組合定款参考例」のうち、「事業協同組合定款参考例」をお知らせするとともに改正法及び政省令に対する「総会議事録例」及び「理事会議事録例」をお知らせいたしますので、組合運営の参考にご活用ください。

なお、事業協同組合連合会・事業協同小組合、火災共済協同組合・連合会、企業組合、商工組合・連合会、協業組合の定款参考例については、当会（076-267-7711）までお問い合わせ下さい。

「中小企業組合定款参考例」について

全国中小企業団体中央会

1. 「事業協同組合等模範定款例」（中小企業庁）の廃止

中小企業庁は、平成 12 年 5 月 30 日、中小企業庁経営支援部長名の通達として定めていた「事業協同組合等模範定款例」を廃止し、その旨を各通商産業局長（沖縄開発庁沖縄総合事務局長）及び都道府県知事に通知しました（「中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律に関する関係通達の一部改正等について」（平成 12 年 5 月 30 日付け平成 12・04・07 企庁第 1 号））。

これは、「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」（平成 11 年法律第 87 号）に基づき、「中小企業等協同組合法」（以下「中協法」という。）及び「中小企業団体の組織に関する法律」（以下「中団法」という。）における都道府県に対する機関委任事務が廃止されたこと等に伴ってとられた措置です。

模範定款例は、中小企業庁が定款の記載事項に関する指導上の参考として定めていたものですが、中協法等の規定は、絶対的必要記載事項及び別に定めた場合には相対的必要記載事項が記載されていれば定款として有効なものとなり得るものとしており、また、中協法等に政令あるいは省令により模範定款例を定める旨の規定はなく、今後、都道府県の自治事務について、国がモデルを示すことはしないとの基本的な考え方に基づいて廃止することとされたものです。

2. 「中小企業組合定款参考例」（全国中央会）の策定

全国中央会では、平成 12 年 4 月 11 日、「中小企業組合定款参考例」を策定・公表しました。

これは、中小企業組合が、定款の作成・変更に際して、模範としてこれに倣わなければならない定款例としてではなく、一つの参考例として利用されるべきものとして、お示ししたものです。

定款作成に当たっての基本的留意事項

組合の定款は、組合の組織活動の基本となるものですから、その設定、変更、保管等の管理は、常に細心の注意をもって行って下さい。定款の管理に当たっては、次のような事項に留意することが大切です。

1. 定款は、組合の組織と運営に関する基本規則ですから、組織・運営の大綱を規程するにとどめ、細目は別に作成する規約・規程に譲ることが適切です。
2. 定款の作成に当たっては、この定款参考例や他組合の定款等を機械的に模倣することを避け、組合の実情に即したものにする必要があります。
3. 定款の内容は、常に組合の実情に即したものでなければなりませんので、経済情勢の変動その他の理由により、組合の実情にそぐわなくなったときは、遅滞なくその内容を変更する必要があります。
4. 組合運営の細目については、規約・規程を制定し、定款で定められた事項の運用・手続きの明確化等を図って下さい。
5. 規約・規程についても、組合の実情に即するよう、積極的に設定・改廃して下さい。
6. 規約は、「組合の組織、事業運営等に関し、組合と組合間を規律する自治規範」であり、その設定・改廃は総会の権限に属します。
7. 規程は、「組合の事務執行上に必要な関係を規律する内規」であり、その設定・改廃は理事会の権限に属します。
8. 定款及び規約は、必ず組合の各事務所に備え置いて下さい。

事業協同組合定款参考例

全国中小企業団体中央会

制定 平成 12 年 4 月 11 日 12 全中発第 20 号
改正 平成 13 年 3 月 28 日 12 全中発第 1952 号
改正 平成 15 年 2 月 1 日 14 全中発第 1139 号
改正 平成 18 年 7 月 5 日 18 全中発第 422 号
改正 平成 19 年 3 月 23 日 18 全中発第 1777 号

〇〇協同組合定款

第 1 章 総 則

（目 的）

第 1 条 本組合は、組合員の相互扶助の精神に基づき、組合員のために必要な共同事業を行い、もって組合員の自主的な経済活動を促進し、かつ、その経済的地位の向上を図ることを目的とする。

（名 称）

第 2 条 本組合は、〇〇協同組合と称する。

（地 区）

第 3 条 本組合の地区は、〇〇の区域とする。

（事務所の所在地）

第 4 条 本組合は、事務所を〇〇市（町村）に置く。

（注 1） 主たる事務所は、組合の地区内に置くこと。

（注 2） 従たる事務所を置く場合は、本条を次のように記載すること。

（事務所の所在地）

第 4 条 本組合は、主たる事務所を〇〇市（町村）に、従たる事務所を〇〇市（町村）に置く。

（公告方法）

第 5 条 本組合の公告は、本組合の掲示場に掲示してする。

（注 1） 公告方法については、組合の掲示場に掲示する方法に加え、官報、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙、電子公告のいずれかの方法によることができる。なお、電子公告を公告方法とする場合には、法務大臣の登録を受けた調査機関の調査を受けなければならない、その料金を負担する必要があるが、官報公告と併せて行うことにより、債権者保護手続が要求される場合に個別催告の省略が認められる。また、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法についても記載しておく必要がある。

電子公告を公告方法とする場合には、本条を次のように記載すること。

(公告方法)

第5条 本組合の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、官報に掲載する方法とする。

(注2) 掲載する新聞の発行地を特定する場合は、本条を次のように記載すること。

(公告方法)

第5条 本組合の公告は、〇〇県（都道府）において発行する〇〇新聞に掲載してする。

(規約等)

第6条 この定款で定めるもののほか、必要な事項は、規約等で定める。

2 規約及び共済規程の設定、変更又は廃止は総会の議決を経なければならない。

3 前項の規定にかかわらず、規約及び、共済規程の変更のうち軽微な事項並びに関係法令の改正（条項の移動等当該法令に規定する内容の実質的な変更を伴わないものに限る。）に伴う規定の整理及び責任共済等の事業についての共済規程の変更については、総会の議決を要しないものとする。この場合、総会の議決を要しない事項の範囲、変更の内容について、書面又は電磁的方法により通知するとともに、第5条の規定に基づき公告するものとする。

(注1) 共済事業を実施しない場合は、見出し及び第1項中の「規約等」を「規約」に変更するとともに、第2項及び第3項中の「共済規程」「責任共済等の事業についての共済規程の変更」を削除すること。

(注2) 第3項中の組合員に対する周知方法は、組合によって適宜、選択すること。

(注3) 第3項を採用しない場合には削除すること。

第2章 事業

(事業)

第7条 本組合は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 組合員の取り扱う〇〇品（原材料を含む。以下同じ。）の共同生産

(2) 組合員の取り扱う〇〇品の共同加工

(3) 組合員の取り扱う〇〇品の共同販売

(4) 組合員の取り扱う〇〇品の共同購買

(5) 組合員の取り扱う〇〇品の共同保管

(6) 組合員の取り扱う〇〇品の共同運送

(7) 組合員の取り扱う〇〇品の共同検査

(8) 組合員の取り扱う〇〇品の共同受注

(9) 組合員の取り扱う〇〇品の共同宣伝

(10) 組合員の取り扱う〇〇品の市場開拓

(11) 組合員の事業に関する調査・研究

(12) 組合員の事業に関する〇〇の研究開発

(13) 組合員の新たな事業分野への進出の円滑化を図るための新商品若しくは新技術の研究開発又は需要の開拓

(14) 組合員のためにする共同労務管理

- (15) 組合員に対する事業資金の貸付け（手形の割引を含む。）及び組合員のためにするその借入れ
 - (16) 商工組合中央金庫、中小企業金融公庫、国民生活金融公庫、銀行、信用金庫、信用協同組合に対する組合員の債務の保証又はこれらの金融機関の委任をうけてする組合員に対するその債権の取立て
 - (17) 組合員の〇〇事業に係る〇〇に関する債務の保証
 - (18) 組合員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結
 - (19) 組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供
 - (20) 中小企業倒産防止共済事業に関する受託業務
 - (21) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4章の規定による労働保険事務組合としての業務
 - (22) 組合員のためにする〇〇に生ずる損害又は〇〇に生ずる傷害をうめるための〇〇共済事業
 - (23) 組合員のためにする中小企業等協同組合法第9条の7の2第1項第1号に掲げる火災等の損害をうめるための共済事業
 - (24) 前2号の事業のほか、組合員の福利厚生に関する事業
 - (25) 組合員の寄託物についての倉荷証券の発行
 - (26) 組合員の取り扱う〇〇品についての前払式証票（商品券）の発行
 - (27) 前各号の事業に附帯する事業
- 2 前項第17号に掲げる債務保証事業の内容及び実施に関する事項は、規約で定める。
- 3 第1項第22号に掲げる共済事業及び第23号に掲げる火災等の損害をうめるための共済事業の内容及び実施に関する事項は、共済規程で定めるものとする。
- 4 第1項第23号の規定により火災共済契約を実施する場合は、共済契約者1人の共済金額の総額が、〇〇万円を超えてはならないものとする。
- 5 第1項第24号の規定により慶弔見舞金を給付する場合の給付金額は〇〇万円を超えてはならないものとする。

（注1） 実施を予定していない事業は、記載しないこと。

（注2） 事業の記載に当たっては、実施する共同事業の内容に即して明確な表現で具体的に列挙すること。

（注3） 建設工事業等にあつては、第1項第8号を「組合員の行う建設工事等の共同受注」と記載すること。

（注4） 第1項第12号の「〇〇」には、技術、製品、デザイン等を具体的に記載すること。

（注5） 第1項第16号の金融機関は、組合員の取引の実情に応じて加減すること。

（注6） 第1項第17号の「組合員の〇〇事業」には組合員たる資格に係る事業を、また、「〇〇に関する債務」には組合が保証する債務の内容を、それぞれ具体的に記載すること。

（注7） 第1項第22号、第23号の事業を実施する組合は、次の規定を置くこと。

（共済金額の削減及び共済掛金の追徴）

第7条の2 共済事業に損失を生じた場合であつて、積立金その他の取崩しにより補てんすることができない場合は、総会の議決により共済金を削減し又は共済掛金を追徴することができるものとする。

2 共済金の削減は、損失金をその事業年度に支払う共済金総額と個々の共済契約者等に支払

う共済金との割合により、個々の共済契約者に割り当てて行うものとする。

- 3 共済掛金の追徴は、損失金をその事業年度の各共済契約者より徴収する共済掛金の総額と各共済契約者より徴収する共済掛金との割合により、各共済契約者に割り当てて行うものとする。

(注8) 第1項第26号の()内には、発行する前払式証票の具体的内容(商品券、プリペイド・カード等)を記載すること。

(注9) 第4項の規定は、共済契約者1人につき共済金額が30万円、第5項の規定は、給付事由毎に給付金額が10万円を超えない範囲内で記載すること。

(注10) 商店街協同組合等であって、組合員の取扱品の種類を列挙しがたいものは、第1項第1号から第10号まで及び第26号を次のように記載してもよい。

- (1) 組合員の取扱品(原材料を含む。以下同じ。)の共同販売
- (2) 組合員の取扱品の共同購買
- (3) 組合員の取扱品の共同保管
- (4) 組合員の取扱品の共同運送
- (5) 組合員の取扱品の共同宣伝
- (6) 組合員の取扱品の市場開拓
- (7) 組合員の取扱品についての前払式証票(商品券)の発行

(注) ()内には、発行する前払式証票の具体的内容(商品券、プリペイド・カード等)を記載すること。

(注11) チケット発行事業を実施する組合にあっては、第1項中に次の1号を加えること。なお、クレジット・カード又はサービス券の発行事業を行う組合にあっては「チケット」を「クレジット・カード」又は「サービス券」(サービス券の内容を特定する組合にあっては、「スタンプ」又は「ポイント・カード」等)と記載すること。

○ 組合員の取扱品の販売又は役務の提供のためのチケットの発行及びこれに関連する事業

第3章 組 合 員

(組合員の資格)

第8条 本組合の組合員たる資格を有する者は、次の各号の要件を備える小規模の事業者とする。

- (1) ○○品の生産を行う事業者であること
- (2) 組合の地区内に事業場を有すること
- (3)

(注1) 事業協同小組合の団体加入を認める組合にあっては、本条を次のように記載すること。

(組合員の資格)

第8条 本組合の組合員たる資格を有する者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) ○○品の生産を行う小規模の事業者であって、組合の地区内に事業場を有すること
- (2) 前号の事業者で組織する事業協同小組合

(注2) 「○○品の生産」とあるのは、資格事業が加工業のときは「○○品の○○加工」と、資格事

業が商業のときは「〇〇品の〇〇販売」と、資格事業がサービス業のときは役務の種類に応じ具体的に書き替えること。

(注3) 商店街協同組合にあっては、本条を次のように記載すること。

(組合員の資格)

第8条 本組合の組合員たる資格を有する者は、小売業又はサービス業を行う小規模の事業者であって、組合の地区内に事業場を有する者とする。

(注4) 組合員資格は、組合組織の基本的な問題であるから、将来疑義が生じないよう明確に規定すること。

(加 入)

第9条 組合員たる資格を有する者は、本組合の承諾を得て、本組合に加入することができる。

2 本組合は、加入の申込みがあったときは、理事会においてその諾否を決する。

(加入者の出資払込み)

第10条 前条第2項の承諾を得た者は、遅滞なく、その引き受けようとする出資の全額の払込みをしなければならない。ただし、持分の全部又は一部を承継することによる場合は、この限りでない。

(注1) 本条は、持分の計算について改算方式をとる組合で脱退者の持分の払戻しについて各組合員の出資額を限度とする組合及び持分の計算について加算方式をとる組合の規定である。持分の計算について改算方式をとる組合で脱退者の持分の払戻しについて全額払戻し又は各組合員の出資額以上を払い戻す組合にあっては、本条の見出しを「(加入者の出資払込み及び加入金)」と改め、第2項、第3項を追加すること。

(加入者の出資払込み及び加入金)

第10条 前条第2項の承諾を得た者は、遅滞なく、その引き受けようとする出資の全額の払込みをしなければならない。ただし、持分の全部又は一部を承継することによる場合は、この限りでない。

2 前項本文の加入者からは、加入金を徴収することができる。

3 加入金の額は、総会において定める。

(注2) 分割払込制をとる組合にあっては、第1項本文中「出資の全額の払込み」とあるのは、「出資口数に応じ、他の組合員の払込済出資額と同額の払込み」と書き替えること。

(相続加入)

第11条 死亡した組合員の相続人で組合員たる資格を有する者の1人が相続開始後30日以内に加入の申出をしたときは、前2条の規定にかかわらず、相続開始のときに組合員になったものとみなす。

2 前項の規定により加入の申出をしようとする者は、他の相続人の同意書を提出しなければならない。

(自由脱退)

第12条 組合員は、あらかじめ本組合に通知したうえで、事業年度の終わりについて脱退することができる。

2 前項の通知は、事業年度の末日の 90 日前までに、その旨を記載した書面でしなければならない。

(注) 本条の日数は、90 日以上 1 年以内の範囲内で適宜記載すること。

(除 名)

第 13 条 本組合は、次の各号の一に該当する組合員を除名することができる。この場合において、本組合は、その総会の会日の 10 日前までに、その組合員に対しその旨を通知し、かつ、総会において、弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 長期間にわたって本組合の事業を利用しない組合員
- (2) 出資の払込み、経費の支払いその他本組合に対する義務を怠った組合員
- (3) 本組合の事業を妨げ、又は妨げようとした組合員
- (4) 本組合の事業の利用について不正の行為をした組合員
- (5) 犯罪その他信用を失う行為をした組合員

(脱退者の持分の払戻し)

第 14 条 組合員が脱退したときは、組合員の本組合に対する出資額（本組合の財産が出資の総額より減少したときは、当該出資額から当該減少額を各組合員の出資額に応じて減額した額）を限度として持分を払い戻すものとする。ただし、除名による場合は、その半額とする。

(注 1) 本条は、持分の計算について改算方式をとる組合で脱退者の持分の払戻しについて各組合員の出資額を限度とする組合の規定である。なお、分割払込制をとる組合にあっては、本条を次のように記載すること。

(脱退者の持分の払戻し)

第 14 条 組合員が脱退したときは、組合員の本組合に対する払込済出資額（本組合の財産が払込済出資総額より減少したときは、当該払込済出資額から当該減少額を各組合員の払込済出資額に応じて減額した額）を限度として持分を払い戻すものとする。ただし、除名による場合は、その半額とする。

(注 2) 持分の計算について全額払戻しを行う組合にあっては、本条を次のように記載すること。

(脱退者の持分の払戻し)

第 14 条 組合員が脱退したときは、その持分の全額を払い戻すものとする。ただし、除名による場合は、その半額とする。

(注) 分割払込制をとる組合にあっては、第 2 項として次の規定を加えること。

- 2 本組合の財産をもって、本組合の債務を完済するに足りないときは、脱退した組合員は、その出資口数に応じ、未払込出資額を限度として、損失額の払込みをしなければならない。
-

(注 3) 各組合員の出資額を限度とする方法以外の方法により持分の一部の払戻しを行う組合にあっては、払戻額の内容に応じて適宜記載すること。ただし、これらの組合にあっては、各組合員の出資額（組合の財産が出資の総額より減少したときは、当該出資額から当該減少額を各組合員の出資額に応じて減額した額）を払戻額の下限とすること。

（使用料又は手数料）

第 15 条 本組合は、その行う事業について使用料又は手数料を徴収することができる。

2 前項の使用料又は手数料は、規約で定める額又は率を限度として、理事会で定める。

（経費の賦課）

第 16 条 本組合は、その行う事業の費用（使用料又は手数料をもって充てるべきものを除く。）に充てるため、組合員に経費を賦課することができる。

2 前項の経費の額、その徴収の時期及び方法その他必要な事項は、総会において定める。

（注 1） 共済事業（付帯事業を含む。）のみを行う組合は、本条を削除すること。

（注 2） 共済事業と経済事業を兼業する場合には、次のように記載すること。

（経費の賦課）

第 16 条 本組合は、その行う事業（共済事業を除く。）の費用（使用料又は手数料をもって充てるべきものを除く。）に充てるため、組合員に経費を賦課することができる。

2 前項の経費の額、その徴収の時期及び方法その他必要な事項は、総会において定める。

（出資口数の減少）

第 17 条 組合員は、次の各号の一に該当するときは、事業年度の終わりににおいてその出資口数の減少を請求することができる。

- （1）事業を休止したとき
- （2）事業の一部を廃止したとき
- （3）その他特にやむを得ない理由があるとき

2 本組合は、前項の請求があったときは、理事会において、その諾否を決する。

3 出資口数の減少については、第 14 条（脱退者の持分の払戻し）の規定を準用する。

（組合員名簿の作成、備置き及び閲覧等）

第 18 条 本組合は、組合員名簿を作成し、各組合員について次に掲げる事項を記載するものとする。

（1）氏名又は名称（法人組合員にあっては、名称及びその代表者名並びに資本金の額又は出資の総額及び常時使用する従業員の数）及び住所又は居所

（2）加入の年月日

（3）出資口数及び金額並びにその払込みの年月日

2 本組合は、組合員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

3 組合員及び本組合の債権者は、本組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、組合員名簿の閲覧又は謄写の請求をすることができる。この場合においては、本組合は、正当な理由がないのにこれを拒むことができない。

4 組合員は、次の各号の一に該当するときは、7 日以内に本組合に届け出なければならない。

（1）氏名及び名称（法人組合員にあっては、名称及びその代表者名）又は事業を行う場所を変更したとき

（2）事業の全部又は一部を休止し、若しくは廃止したとき

（3）資本金の額又は出資の総額が〇〇円を超え、かつ、常時使用する従業員の数が〇〇人を超えたとき

(注) 組合員名簿を電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるもので、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したもの。以下同じ。）をもって作成するときは、本条を次のように記載すること。

（組合員名簿の作成、備置き及び閲覧等）

第 18 条 本組合は、組合員名簿を作成し、各組合員について次に掲げる事項を記録するものとする。

- (1) 氏名又は名称（法人組合員にあっては、名称及びその代表者名並びに資本金の額又は出資の総額及び常時使用する従業員の数）及び住所又は居所
 - (2) 加入の年月日
 - (3) 出資口数及び金額並びにその払込みの年月日
- 2 本組合は、組合員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。
- 3 組合員及び本組合の債権者は、本組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、組合員名簿の閲覧又は謄写の請求をすることができる。この場合においては、本組合は、正当な理由がないのにこれを拒むことができない。
- 4 組合員は、次の各号の一に該当するときは、7 日以内に本組合に届け出なければならない。
- (1) 氏名及び名称（法人組合員にあっては、名称及びその代表者名）又は事業を行う場所を変更したとき
 - (2) 事業の全部又は一部を休止し、若しくは廃止したとき
 - (3) 資本金の額又は出資の総額が〇〇円を超え、かつ、常時使用する従業員の数が〇〇人を超えたとき

（過怠金）

第 19 条 本組合は、次の各号の一に該当する組合員に対し、総会の議決により、過怠金を課することができる。この場合において、本組合は、その総会の会日の 10 日前までに、その組合員に対してその旨を通知し、かつ、総会において、弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 第 7 条第 1 項第 18 号に規定する団体協約に違反した組合員
- (2) 第 13 条第 2 号から第 4 号までに掲げる行為のあった組合員
- (3) 前条第 4 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした組合員

(注) 第 41 条において、総会の招集について「会日の 10 日前」を下回る期間を定める場合は、第 1 項中の期間をその期間とすること。

（会計帳簿等の閲覧等）

第 20 条 組合員は、総組合員の 100 分の 3 以上の同意を得て、本組合に対して、その業務取扱時間内はいつでも、会計帳簿又はこれに関する資料（電磁的記録に記録された事項を表示したものを含む。）の閲覧又は謄写の請求をすることができる。この場合においては、本組合は、正当な理由がないのにこれを拒むことができない。

(注) 総組合員の同意の割合については、100 分の 3（共済事業を実施する組合においては 10 分の

1) を下回る割合を定めることができるので、100 分の 3（共済事業を実施する組合においては 10 分の 1）を下回る割合とする場合には、当該割合を記載すること。

第 4 章 出資及び持分

（出資 1 口の金額）

第 21 条 出資 1 口の金額は、〇〇円とする。

（注 1） 出資 1 口の金額は、組合の事業規模等を考慮して、適宜定めること。

（注 2） 出資最低口数を設ける組合にあっては、本条を次のように記載すること。

（出資 1 口の金額及び最低出資口数）

第 21 条 出資 1 口の金額は、〇〇円とする。

2 組合員は、〇口以上を持たなければならない。

（出資の払込み）

第 22 条 出資は、一時に全額を払い込まなければならない。

（注） 分割払込制をとる組合にあっては、本条を次のように記載すること。この場合において、出資第 1 回の払込金額は、1 口につき、その金額の 4 分の 1 を下らないようにすること。

（出資の払込み）

第 22 条 出資第 1 回の払込金額は、1 口につき〇〇円とする。

2 出資の払込みは、払込みの金額、期日及び方法を記載した書面を各組合員に発してするものとする。

3 本組合は、組合員が出資の払込みを終わるまでは、その組合員の払込済出資額に応じて配当すべき剰余金をその払込みに充てることができる。

（延滞金）

第 23 条 本組合は、組合員が使用料、手数料、経費、過怠金その他本組合に対する債務を履行しないときは、履行の期限の到来した日の翌日から履行の日まで年利〇〇%の割合で延滞金を徴収することができる。

（持 分）

第 24 条 組合員の持分は、本組合の正味財産につき、その出資口数に応じて算定する。

2 持分の算定に当たっては、〇〇円未満の端数は切り捨てるものとする。

（注 1） これは、持分の計算について改算方式をとる場合の規定であるが、加算方式を採用する場合は、次のように記載すること。

（持 分）

第 24 条 組合員の持分は、次の基準により算定する。

（1） 出資金については、各組合員の出資額により算定する。

（2） 資本準備金については、各組合員の出資額により事業年度末ごとに算定加算する。

(3) 法定利益準備金、特別積立金及びその他の積立金については、各組合員が本組合の事業を利用した分量に応じて、事業年度末ごとに算定加算する。

(4) 繰越利益又は繰越損失については、各組合員の出資額により算定する。

(5) 土地等の評価損益については、各組合員の出資額により事業年度末ごとに算定し加算又は減算する。

2 準備金又は積立金により損失のてん補をしたときは、その損失をてん補した科目の金額において有する各組合員の持分の割合に応じてそのてん補分を算定し、その持分を減算する。第58条第2項ただし書の規定又は総会の議決により、特別積立金又はその他の積立金を損失のてん補以外の支出に充てた場合も同様である。

3 本組合の財産が、出資額より減少したときの持分は、各組合員の出資額により算定する。

4 持分の算定に当たっては、〇〇円未満の端数は切り捨てるものとする。

(注2) 分割払込制をとる組合にあっては、「出資金」又は「出資額」とあるのは「払込済出資金」又は「払込済出資額」と書き替えること。

(注3) 土地等の評価は、時価評価とし、その評価方法については、あらかじめ規約等で定めておくこと。

第5章 役員、顧問及び職員

(役員の数)

第25条 役員の数、次のとおりとする。

(1) 理事 〇人以上〇人以内

(2) 監事 〇人以上〇人以内

(注1) 理事の定数は3人以上、監事の定数は1人以上であるが、単に「〇人以上」又は「〇人以内」と記載しないこと。

(注2) 定数の上限と下限の幅は、できるだけ少なくすること。

(注3) 定数の上限と下限の差が1名のときは、「〇人又は〇人」と記載すること。

(役員の任期)

第26条 役員の任期は、次のとおりとする。

(1) 理事 〇年又は任期中の第〇回目の通常総会の終結時までのいずれか短い期間。ただし、就任後第〇回目の通常総会が〇年を過ぎて開催される場合にはその総会の終結時まで任期を延長する。

(2) 監事 △年又は任期中の第△回目の通常総会の終結時までのいずれか短い期間。ただし、就任後第△回目の通常総会が△年を過ぎて開催される場合にはその総会の終結時まで任期を延長する。

2 補欠（定数の増加に伴う場合の補充を含む。）のため選出された役員の任期は、現任者の残任期間とする。

3 理事又は監事の全員が任期満了前に退任した場合において、新たに選出された役員の任期は、第1項に規定する任期とする。

4 任期の満了又は辞任によって退任した役員は、その退任により、前条に定めた理事又は監事の

定数の下限の員数を欠くこととなった場合には、新たに選出された役員が就任するまでなお役員としての職務を行う。

- (注1) 役員任期は、理事については2年、監事については4年を超えることができないので、それぞれの範囲で適宜定めること。
- (注2) 監事の職務（第31条）について、会計監査に関するものに限定する旨の規定から、業務監査権限を与える旨の規定に変更した場合、監事の任期は定款変更の効力が生じたときに満了するので、注意すること。
-

（員外理事）

第27条 理事のうち、組合員又は組合員たる法人の役員でない者は、○人を超えることができない。

- (注) 員外理事の員数は第25条第1項第1号に定める理事の定数の下限の3分の1以内において、適宜確定数を記載すること。
-

（員外監事）

第28条 監事のうち1人以上は、組合員又は組合員たる法人の役員若しくは使用人以外の者で、就任前5年間に本組合の理事若しくは使用人又は本組合の子会社の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、執行役若しくは使用人でなかったものでなければならない。

- (注1) 本条は、組合員数が事業年度開始の時点で1,000人（共済事業を実施する組合の組合員に組合が加入している場合には組合員である組合の組合員数を加味した数）を超える組合では、監事のうち、1人以上は員外監事を選任することが義務づけられており、この場合の員外監事の内容が法で限定されていることを前提とした規定である。したがって、組合員数が1,000人を超える可能性が低い場合は規定する必要はない。
- (注2) 員外役員を認めない組合にあっては、前条及び本条を削除し、次条を記載すること。ただし、上記（注1）に留意すること。

（役員要件）

第27条 本組合の役員は、組合員又は組合員たる法人の役員でなければならない。

（理事長、副理事長及び専務理事の選出）

第29条 理事のうち1人を理事長、1人を副理事長、1人を専務理事とし、理事会において選出する。

- (注1) 副理事長制や専務理事制をとらない組合にあっては、適宜、該当箇所を削除すること。
- (注2) 副理事長を2人以上置く組合にあっては、第1項中「1人を副理事長」とあるのは「○人を副理事長」と改めて書き替えること。
-

（代表理事の職務等）

第30条 理事長を代表理事とする。

- 2 理事長は、本組合の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有し、本組合を

代表し、本組合の業務を執行する。

- 3 任期の満了又は辞任により退任した理事長は、新たに選任された理事長が就任するまで、なお理事長としての権利義務を有する。
- 4 本組合は、理事長その他の代理人が、その職務を行う際、他人に加えた損害を賠償する責任を有する。
- 5 理事長の代表権に加えた制限は善意の第三者に対抗できない。
- 6 理事長は、総会の議決によって禁止されないときに限り特定の行為の代理を他人に委任することができる。
- 7 本組合は、代表理事以外の理事に副理事長その他組合を代表する権限を有するものと認められる名称を付した場合には、当該理事がした行為について、善意の第三者に対してその責任を負う。

(監事の職務)

- 第 31 条** 監事は、いつでも、会計の帳簿及び書類の閲覧若しくは謄写をし、又は理事及び参事、会計主任その他の職員に対して会計に関する報告を求めることができる。
- 2 監事は、その職務を行うため特に必要があるときは、本組合の業務及び財産の状況を調査することができる。

(注 1) 本条は、監事の職務を会計に関するものに限定している組合についての規定である。

(注 2) 監事に理事の業務監査権限を与える組合にあつては、次のように記載すること。

(監事の職務)

第 31 条 監事は、理事の職務の執行を監査する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び参事、会計主任その他の職員に対して事業に関する報告を求め、又は本組合の業務及び財産の状況を調査することができる。

(理事の忠実義務)

- 第 32 条** 理事は、法令、定款及び規約の定め並びに総会の議決を遵守し、本組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

(役員の選挙)

第 33 条 役員は、総会において選挙する。

- 2 役員の選挙は、連記式無記名投票によって行う。
- 3 有効投票の多数を得た者を当選人とする。ただし、得票数が同じであるときは、くじで当選人を定める。また、当選人が辞退したときは、次点者をもって当選人とする。
- 4 第 2 項の規定にかかわらず、役員の選挙は、出席者全員の同意があるときは、指名推選の方法によって行うことができる。
- 5 指名推選の方法により役員の選挙を行う場合における被指名人の選定は、その総会において選任された選考委員が行う。
- 6 選考委員が被指名人を決定したときは、その被指名人をもって当選としかどうかを総会にはかり、出席者の全員の同意があつた者をもって当選人とする。

(備考 1) 役員の選挙について指名推選の方法をとらない組合であつて、候補者制をとるものは、本条を次のように記載すること。

ただし、員外役員を認めない場合にあつては、第1項第2号の規定を削除する。また、指名推選の方法をとらない組合であつて、候補者制をとらないものは、第1項を「役員は、総会において選挙する」と書き替えるとともに、第4項、第5項及び第6項の規定を記載しないこと。

(役員の選挙)

第33条 役員は、次に掲げる者のうちから、総会において選挙する。

- (1) 組合員又は組合員たる法人の役員であつて、立候補し、又は理事会若しくは○人以上の組合員から推薦を受けた者
- (2) 組合員又は組合員たる法人の役員でない者であつて、理事会若しくは○人以上の組合員から推薦を受けた者

(注) 推薦制をとる場合にも立候補制を併用すること。

2 役員の選挙は、連記式無記名投票によって行う。

3 有効投票の多数を得た者を当選人とする。ただし、得票数が同じであるときは、くじで当選人を定める。また当選人が辞退したときは、次点者をもって当選人とする。

4 第1項の規定による立候補者又は推薦を受けた者の数が選挙すべき役員の数を超えないときは、投票を行わず、その者を当選人とする。

(備考2) 投票を単記式によって行う組合にあつては、第2項中「連記式無記名投票」とあるのは「単記式無記名投票」と書き替えること。

(備考3) 役員の選出につき選任の方法をとる組合にあつては、本条を次のように記載すること。

(役員の選任)

第33条 役員の選任は、総会の議決による。

2 前項の議決は、推薦会議において推薦された者（以下「候補者」という。）について行う。

3 推薦会議は、別表に掲げる地域毎に同表に掲げる人数の推薦委員をもって構成する。

4 推薦委員は、前項の地域に属する組合員を代表するものとして当該地域に属する組合員の過半数の承認を得て選出する。

5 推薦会議が役員の候補者を決定する場合は、その構成員の過半数が出席し、その3分の2以上の多数の賛成がなければならない。

6 第1項の議決は、無記名投票によって行う。ただし、総会において出席者の議決権の3分の2以上の多数による議決により投票以外の方法を定めた場合はその方法による。

7 2人以上の理事又は監事を選任する場合にあつては、第1項の議決は候補者を区分して行つてはならない。

8 役員の選任に関する事項は、本条で定めるもののほか規約で定める。

(注1) 推薦会議の構成員は「地域」によるほか「業種」「規模」等組合員を適切に代表する妥当な基準に基づき定款で定める区分毎に選出してよい。

(注2) 総代会を置く組合にあつては、「総会」とあるのは「総代会」と、「組合員」とあるのは「総代」と書き替えるものとし、総代の選挙の際に基礎となる別表に掲げる地域等の区分又はそのいくつかを統合した区分毎に選出してもよい。

(注3) 推薦会議の構成員を選挙により選出する組合にあつては、「当該地域に属する組合員の過半数の承認を得て選出する」を「当該地域に属する組合員による選挙により選出

する」と書き替えるものとする。

(理事及び監事の報酬)

第 34 条 役員に対する報酬は、理事と監事を区分して総会において定める。

(注 1) 理事と監事の報酬は総会において一括して定めず、理事と監事を区分して定めること。

(注 2) 理事、監事の報酬を定款に定めることもできる。

(理事及び監事の報酬)

第 34 条 理事及び監事の報酬は、理事については総額〇〇円以内、監事については総額〇〇円以内とする。

(役員の責任免除)

第 35 条 本組合は、理事会の決議により、法第 38 条の 2 第 9 項において準用する会社法第 426 条第 1 項の規定により、法及び主務省令に定める限度において役員の責任を免除することができる。

(注) 本規定は、監事に理事の業務監査権限を与えない組合は規定することができないので削除すること。

(員外理事及び員外監事との責任限定契約)

第 36 条 本組合は、員外理事及び員外監事と法第 38 条の 2 第 9 項において準用する会社法第 427 条の規定に基づく責任限定契約を締結することができる。

2 前項に基づき締結される責任限定契約に記載することができる額は〇〇〇円以内とする。

(顧問)

第 37 条 本組合に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、学識経験のある者のうちから、理事会の議決を経て理事長が委嘱する。

(参事及び会計主任)

第 38 条 本組合に、参事及び会計主任を置くことができる。

2 参事及び会計主任の選任及び解任は、理事会において議決する。

3 組合員は、総組合員の 10 分の 1 以上の同意を得て本組合に対し、参事又は会計主任の解任を請求することができる。

(注) 総組合員の同意の割合については、10 分の 1 を下回る割合を定めることができるので、10 分の 1 を下回る割合とする場合には、当該割合を記載すること。

(職員)

第 39 条 本組合に、参事及び会計主任のほか、職員を置くことができる。

第6章 総会、理事会及び委員会

（総会の招集）

第40条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 通常総会は毎事業年度終了後〇月以内に、臨時総会は必要があるときはいつでも、理事会の議決を経て、理事長が招集する。

（注） 通常総会の開催時期に関する組合法上の規定は存在しないため、毎事業年度終了後3か月以内に招集する旨の規定を置くことも可能である。その場合は、税法など他法令に留意する必要がある。これまで多くの組合では「毎事業年度終了後2月以内に通常総会を開催する旨」を規定しているが、これは法人税法上の確定申告の期限との整合性から規定しているものと考えられる。したがって、法人税法第75条の2（確定申告書の提出期限の延長の特例）及び法人税基本通達17-1-4（申告書の提出期限の延長の特例の適用がある法人）に該当する場合であって、確定申告の提出期限の延長が可能な場合には、別途対応が必要となる。

（総会招集の手続）

第41条 総会の招集は、会日の10日前までに到達するように、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を記載した書面を各組合員に発してするものとする。また、通常総会の招集に際しては、決算関係書類、事業報告書及び監査報告を併せて提供するものとする。

- 2 前項の書面をもってする総会招集通知の発出は、組合員名簿に記載したその者の住所（その者が別に通知を受ける場所を本組合に通知したときはその場所）に宛てて行う。
- 3 第1項の規定による書面をもってする総会招集通知は、通常到達すべきであったときに到達したものとみなす。
- 4 本組合は、希望する組合員に対しては、第1項の規定による総会招集通知並びに決算関係書類、事業報告書及び監査報告の提供を電磁的方法により行うことができる。
- 5 前項の通知については、第2項及び第3項の規定を準用する。この場合において、第2項中「総会招集通知の発出は」とあるのは、「総会招集通知の電子メールによる発出は」と、同項中「住所」とあるのは「住所（電子メールアドレスを含む。）」と読み替えるものとする。
- 6 電磁的方法について必要な事項は、規約で定める（以下同じ。）。
- 7 第1項の規定にかかわらず、本組合は、組合員全員の同意があるときは招集の手続を経ることなく総会を開催することができる。

（注） 総会の招集については、会日の10日前を下回る期間を定款で定めることができるので、10日前を下回る期間とする場合には、当該日数を記載すること。

（臨時総会の招集請求）

第42条 総組合員の5分の1以上の同意を得て臨時総会の招集を請求しようとする組合員は、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事会に提出するものとする。

- 2 組合員は、前項の規定による書面の提出に代えて、電磁的方法によりこれを提出することができる。

（注） 臨時総会の招集請求については、総組合員の5分の1を下回る割合を定款で定めることがで

きるので、5分の1を下回る割合とする場合には、当該割合を記載すること。

（書面又は代理人による議決権又は選挙権の行使）

第43条 組合員は、第41条第1項の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、書面又は代理人をもって議決権又は選挙権を行使することができる。この場合は、その組合員の親族若しくは常時使用する使用人又は他の組合員でなければ代理人となることができない。

2 代理人が代理することができる組合員の数は、○人以内とする。

3 組合員は、第1項の規定による書面をもってする議決権の行使に代えて、議決権を電磁的方法により行うことができる。

4 代理人は、代理権を証する書面を本組合に提出しなければならない。この場合において、電磁的方法により議決権を行うときは、書面の提出に代えて、代理権を電磁的方法により証明することができる。

（注1） 役員の選出について、選任の方法をとる組合にあっては、本条第1項中の「又は選挙権」を削除すること。

（注2） 本条第2項の人数は、組合の実情に応じ、4人までの範囲内において適宜定めること。

（総会の議事）

第44条 総会の議事は、中小企業等協同組合法（以下「法」という。）に特別の定めがある場合を除き、総組合員の半数以上が出席し、その議決権の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長が決する。

（総会の議長）

第45条 総会の議長は、総会ごとに、出席した組合員のうちから選任する。

（緊急議案）

第46条 総会においては、出席した組合員（書面又は代理人により議決権又は選挙権を行使する者を除く。）の3分の2以上の同意を得たときに限り、第41条第1項の規定によりあらかじめ通知のあった事項以外の事項についても議案とすることができる。

（総会の議決事項）

第47条 総会においては、法又はこの定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

（1）借入金残高の最高限度

（2）1組合員に対する貸付け（手形の割引を含む。）又は1組合員のためにする債務保証の残高の最高限度

（3）組合員の事業に関する債務保証の残高の最高限度

（4）1組合員のためにする組合員の事業に関する債務保証の残高の最高限度

（5）その他理事会において必要と認める事項

（注） 第7条第1項第15号の事業（金融事業）又は同項第16号若しくは第17号の事業（債務保証事業）を実施しない組合にあっては、本条第2号から第4号のうち、それぞれ当該事業に関する部分を削除すること。

（総会の議事録）

第 48 条 総会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成するものとする。

2 前項の議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。

- （１）招集年月日
- （２）開催日時及び場所
- （３）理事・監事の数及び出席理事・監事の数並びにその出席方法
- （４）組合員数及び出席者数並びにその出席方法
- （５）出席理事の氏名
- （６）出席監事の氏名
- （７）議長の氏名
- （８）議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名
- （９）議事の経過の要領及びその結果（議案別の議決の結果、可決、否決の別及び賛否の議決権数）
- （１０）監事が、総会において監事の選任、解任若しくは辞任について述べた意見、総会提出資料に法令、定款違反若しくは、著しく不当な事項があるとして総会に報告した調査の結果又は総会において述べた監事の報酬等についての意見の内容の概要
- （１１）監事が報告した会計に関する議案又は決算関係書類に関する調査の結果の内容の概要

（注） 第 2 項（10）中の「総会提出資料に法令、定款違反若しくは、著しく不当な事項があるとして総会に報告した調査の結果」は、監事に業務監査権限を与える組合における規定であり、（11）は、監事の職務を会計に関するものに限定する組合における規定であるので、組合によって、適宜、選択すること。

（理事会の招集権者）

第 49 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長以外の理事は、招集権者に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。
- 3 前項の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。

（注） 理事会の招集権者については、各理事が招集することとする旨を定めることも可能である。

（理事会の招集手続）

第 50 条 理事長は、理事会の日の 1 週間前までに、各理事に対してその通知を発しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。
 - 3 本組合は、希望する理事に対しては、第 1 項の規定による理事会招集通知を電磁的方法により行うことができる。
-

(注1) 理事会の招集手続については、1週間を下回る期間を定款で定めることができる。

(注2) 監事に業務監査権限を与える組合は、第1項中の「各理事」を「各理事及び各監事」に、第2項中の「理事」を「理事及び監事」に、第3項中の「希望する理事」を「希望する理事及び監事」に書き換えること。

(理事会の決議)

第51条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数で決する。

2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

3 理事は、書面又は電磁的方法により理事会の議決に加わることができる。

4 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

5 理事が理事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

(注1) 理事会の定足数について、過半数を上回る割合を定款又は規約で定めることができる。

(注2) 理事会の決議要件について、過半数を上回る割合を定款又は規約で定めることができる。

(理事会の議決事項)

第52条 理事会は、法又はこの定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に提出する議案

(2) その他業務の執行に関する事項で理事会が必要と認める事項

(理事会の議長及び議事録)

第53条 理事会においては、理事長がその議長となる。

2 理事会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した理事及び監事は、これに署名し、又は記名押印するものとし、電磁的記録をもって作成した場合には、出席した理事及び監事は、これに電子署名を付するものとする。

3 前項の議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 招集年月日

(2) 開催日時及び場所

(3) 理事・監数の数及び出席理事・監数の数並びにその出席方法

(4) 出席理事の氏名

(5) 出席監事の氏名

(6) 出席組合員の氏名

(7) 議長の氏名

(8) 決議事項に特別の利害関係を有する理事の氏名

(9) 議事経過の要領及びその結果（議案別の議決の結果、可決、否決の別及び賛否の議決権数並びに賛成した理事の氏名及び反対した理事の氏名）

(10) 監事が、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認められるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときに理事会に報告した内容及び理事会に出席して述べた意見の内容の概要

(11) 理事会の招集を請求し出席した組合員の意見の内容の概要

(12) 本組合と取引をした理事の報告の内容の概要

(13) その他（理事会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨）

① 招集権者以外の理事による招集権者に対する理事会の招集請求による理事の請求を受けて招集されたものである場合

② ①の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したものである場合

③ 監事の請求を受けて招集されたものである場合

④ ③の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したものである場合

⑤ 組合員の請求を受けて招集されたものである場合

⑥ ⑤の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした組合員が招集したものである場合

4 次の各号に掲げる場合の理事会の議事録は、当該各号に定める事項を内容とするものとする。

(1) 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなした場合には、次に掲げる事項

① 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容

② ①の事項の提案をした理事の氏名

③ 理事会の決議があったものとみなされた日

④ 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

(2) 理事が理事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知し、当該事項を理事会へ報告することを要しないものとした場合には、次に掲げる事項

① 理事会への報告を要しないものとされた事項の内容

② 理事会への報告を要しないものとされた日

③ 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

(注) 第3項(10)、(13)③、④は、監事に理事の業務監査権限を与える組合に対する規定であり、(6)、(11)、(13)⑤、⑥は、監事の職務を会計に関するものに限定している組合に対する規定であるので、組合によって、適宜、選択すること。

(委員会)

第54条 本組合は、その事業の執行に関し、理事会の諮問機関として、委員会を置くことができる。

2 委員会の種類、組織及び運営に関する事項は、規約で定める。

第7章 会 計

（事業年度）

第55条 本組合の事業年度は、毎年〇月〇日に始まり、翌年△月△日に終わるものとする。

（法定利益準備金）

第56条 本組合は、出資総額の2分の1に相当する金額に達するまでは、毎事業年度の利益剰余金（ただし、前期繰越損失がある場合には、これをてん補した後の金額。以下、第58条及び第59条において同じ。）の10分の1以上を法定利益準備金として積み立てるものとする。

2 前項の準備金は、損失のてん補に充てる場合を除いては、取り崩さない。

（注） 共済事業を実施する組合は、本条中の「出資総額の2分の1に相当する金額」を「出資総額に相当する金額」に、「10分の1以上」を「5分の1以上」に書き換えること。）

（資本準備金）

第57条 本組合は、減資差益（第14条ただし書の規定によって払戻しをしない金額を含む。）は、資本準備金として積み立てるものとする。

（注1） これは、持分の計算について改算方式をとる組合で脱退者の持分の払戻しについて各組合員の出資額を限度とする組合及び持分の計算について加算方式をとる組合の規定である。

それ以外の持分払戻し方法をとる組合については、本条を次のように記載すること。

（資本準備金）

第57条 本組合は、加入金、増口金及び減資差益（第14条ただし書の規定によって払戻しをしない金額を含む。）は、資本準備金として積み立てるものとする。

（注2） 分割払込制をとる組合にあっては、本条中「第14条」とあるのは「第14条第1項」と書き替えること。

（特別積立金）

第58条 本組合は、毎事業年度の利益剰余金の10分の1以上を特別積立金として積み立てるものとする。

2 前項の積立金は、損失のてん補に充てるものとする。ただし、出資総額に相当する金額を超える部分については、損失がない場合に限り、総会の議決により損失のてん補以外の支出に充てることができる。

（法定繰越金）

第59条 本組合は、第7条第1項第19号の事業（教育情報事業）の費用に充てるため、毎事業年度の利益剰余金の20分の1以上を翌事業年度に繰り越すものとする。

（配当又は繰越し）

第60条 毎事業年度の利益剰余金（毎事業年度末決算において総益金から総損金を控除した金額）に前期の繰越利益又は繰越損失を加減したものから、第56条の規定による法定利益準備金、第58条の規定による特別積立金及び前条の規定による法定繰越金を控除してなお剰余があるときは、

総会の議決によりこれを組合員に配当し、又は翌事業年度に繰り越すものとする。

（配当の方法）

- 第 61 条** 前条の配当は、総会の議決を経て、事業年度末における組合員の出資額、若しくは組合員がその事業年度において組合の事業を利用した分量に応じてし、又は事業年度末における組合員の出資額及び組合員がその事業年度において組合の事業を利用した分量に応じてするものとする。
- 2 事業年度末における組合員の出資額に応じてする配当は、年 1 割を超えないものとする。
- 3 配当金の計算については、第 24 条第 2 項（持分）の規定を準用する。

（注） 分割払込制をとる組合にあっては、第 1 項、第 2 項中「出資額」とあるのは「払込済出資額」と書き替え、第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加えること。

3 払込済出資額に応じてする配当金は、組合員が出資の払込みを終わるまでは、その払込みに充てるものとする。

（損失金の処理）

- 第 62 条** 損失金のでん補は、特別積立金、法定利益準備金、資本準備金の順序に従ってするものとする。

（職員退職給与の引当）

- 第 63 条** 本組合は、事業年度ごとに、職員退職給与に充てるため、退職給与規程に基づき退職給与を引き当てるものとする。

附 則

- 1 設立当時の役員の任期は、第 26 条の規定にかかわらず、最初の通常総会の終結時までとする。
- 2 最初の事業年度は、第 55 条の規定にかかわらず、本組合の成立の日から△年△月△日までとする。

（別 表）

地 域	定 数

（備考） 総代会を置く組合にあっては、第 6 章の規定は次のように記載し、第 10 条、第 13 条、第 16 条、第 19 条、第 26 条、第 30 条、第 33 条、第 34 条、第 58 条、第 60 条及び第 61 条中「総会」とあるのは「総代会」と、第 32 条中「並びに総会の議決」とあるのは「並びに総会及び総代会の議決」と書き替えること。

第 6 章 総会、総代会、理事会及び委員会

（総代会）

- 第 40 条** 本組合に総代会を置く。

(総代の定数)

第 41 条 総代の定数は、〇〇人とする。

(総代の任期)

第 42 条 総代の任期は、〇年とする。

2 第 26 条第 2 項（役員の任期）の規定は、総代の任期に準用する。

(注) 総代の任期は、組合の実情に応じ、3 年以内において適宜定めること。

(総代の選挙)

第 43 条 総代は、別表に掲げる地域ごとに、同表に掲げる人数をその地域に属する組合員のうちから選挙する。

2 総代の選挙は、単記式無記名投票によって行う。

(注 1) 業種別に総代を選挙する組合にあっては、本条第 1 項中「地域」とあるのは「業種」と書き替えること。

(注 2) 連記式によって総代を選挙する組合にあっては、本条第 2 項中「単記式無記名投票」とあるのは「連記式無記名投票」と書き替えること。

(注 3) 役員の選出の方法として選任制を採用する組合にあっては、第 33 条第 3 項及び（備考 3）（注 2）中「別表」とあるのは「別表 1」と、本条第 1 項中「別表」とあるのは「別表 2」と書き替えること。

(総代会の招集)

第 44 条 総代会は、通常総代会及び臨時総代会とする。

2 通常総代会は、毎事業年度終了後〇月以内に、臨時総代会は、必要があるときはいつでも、理事会の議決を経て、理事長が招集する。

(注) 第 40 条（総会の招集）の（注）を参照のこと。

(総代会招集の手続)

第 45 条 総代会の招集は、会日の 10 日前までに到達するように、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を記載した書面を各総代に発してするものとする。また、通常総代会の招集に際しては、決算関係書類、事業報告書及び監査報告を併せて提供するものとする。

2 前項の書面をもってする総代会招集通知の発出は、総代名簿に記載したその者の住所（その者が別に通知を受ける場所を本組合に通知したときはその場所）に宛てて行う。

3 第 1 項の規定による書面をもってする総代会招集通知は、通常到達すべきであったときに到達したものとみなす。

4 本組合は、希望する総代に対しては、第 1 項の規定による総代会招集通知並びに決算関係書類、事業報告書及び監査報告の提供を電磁的方法により行うことができる。

5 前項の通知については、第 2 項及び第 3 項の規定を準用する。この場合において、第 2 項中「総代会招集通知の発出は」とあるのは、「総代会招集通知の電子メールによる発出は」と、同項「住

所」とあるのは「住所（電子メールアドレスを含む。）」と読み替えるものとする。

6 電磁的方法について必要な事項は、規約で定める（以下同じ。）。

7 第1項の規定にかかわらず、本組合は、総代全員の同意があるときは招集の手続を経ることなく総代会を開催することができる。

（注） 総代会の招集については、会日の10日前を下回る期間を定款で定めることができるので、10日前を下回る期間とする場合には、当該日数を記載すること。

（臨時総代会の招集請求）

第46条 総総代の5分の1以上の同意を得て臨時総代会の招集を請求しようとする総代は、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を本組合に提出するものとする。

2 総代は、前項の規定による書面の提出に代えて、電磁的方法によりこれを提出することができる。

（注） 臨時総代会の招集請求については、総総代の5分の1を下回る割合を定款で定めることができるので、5分の1を下回る割合とする場合には、当該割合を記載すること。

（書面又は代理人による議決権又は選挙権の行使）

第47条 総代は、第45条第1項の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、書面又は代理人をもって議決権又は選挙権を行使することができる。この場合は、他の組合員でなければ代理人となることができない。

2 代理人が代理することができる総代の数は1人とする。

3 総代は、第1項の規定による書面をもってする議決権の行使に代えて、議決権を電磁的方法により行うことができる。

4 代理人は、代理権を証する書面を本組合に提出しなければならない。この場合において、電磁的方法により議決権を行うときは、書面の提出に代えて、代理権を電磁的方法により証明することができる。

（注） 役員の選出について選任の方法をとる組合であって、補欠の総代の選挙を総代会で行わないものは、本条第1項中の「又は選挙権」を削除すること。

（総代会の議事）

第48条 総代会の議事は、中小企業等協同組合法（以下「法」という。）に特別の定めがある場合を除き、総代の半数以上が出席し、その議決権の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長が決する。

（総代会の議長）

第49条 総代会の議長は、総代会ごとに、出席した総代のうちから選任する。

（緊急議案）

第50条 総代会においては、出席した総代（書面又は代理人により議決権又は選挙権を行使する者を除く。）の3分の2以上の同意を得たときに限り、第45条第1項の規定によりあらかじめ通知

のあった事項以外の事項についても議案とすることができる。

(総代会の議決事項)

第 51 条 総代会においては、法又はこの定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 借入金残高の最高限度
- (2) 1 組合員に対する貸付け（手形の割引を含む。）又は 1 組合員のためにする債務保証の残高の最高限度
- (3) 組合員の事業に関する債務保証の残高の最高限度
- (4) 1 組合員のためにする組合員の事業に関する債務保証の残高の最高限度
- (5) その他理事会において必要と認める事項

(注) 第 7 条第 1 項第 15 号の事業（金融事業）又は同項第 16 号若しくは第 17 号の事業（債務保証事業）を実施しない組合にあっては、本条第 2 号から第 4 号のうち、それぞれ当該事業に関する部分を削除すること。

(総代会の議事録)

第 52 条 総代会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成するものとする。

2 前項の議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 招集年月日
- (2) 開催日時及び場所
- (3) 理事・監事の数及び出席理事・監事の数並びにその出席方法
- (4) 総代数及び出席者数並びにその出席方法
- (5) 出席理事の氏名
- (6) 出席監事の氏名
- (7) 議長の氏名
- (8) 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名
- (9) 議事の経過の要領及びその結果（議案別の議決の結果、可決、否決の別及び賛否の議決権数）
- (10) 監事が、総代会において監事の選任、解任若しくは辞任について述べた意見、総代会提出資料に法令、定款違反若しくは、著しく不当な事項があるとして総代会に報告した調査の結果又は総代会において述べた監事の報酬等についての意見の内容の概要
- (11) 監事が報告した会計に関する議案又は決算関係書類に関する調査の結果の内容の概要

(注) 第 2 項 (10) 中の「総代会提出資料に法令、定款違反若しくは、著しく不当な事項があるとして総代会に報告した調査の結果」は、監事に業務監査権限を与える組合における規定であり、(11) は、監事の職務を会計に関するものに限定する組合における規定であるので、組合によって、適宜、選択すること。

(理事会の招集権者)

第 53 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長以外の理事は、招集権者に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。

- 3 前項の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。

(注) 理事会の招集権者については、各理事が招集することとする旨を定めることも可能である。

(理事会の招集手続)

- 第54条** 理事長は、理事会の日の1週間前までに、各理事に対してその通知を発しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。
- 3 本組合は、希望する理事に対しては、第1項の規定による理事会招集通知を電磁的方法により行うことができる。
- 4 前項の通知については、総代会招集の手続に準ずるものとする。

(注1) 理事会の招集手続については、1週間を下回る期間を定款で定めることができる。

(注2) 監事に業務監査権限を与える組合は、第1項中の「各理事」を「各理事及び各監事」に、第2項中の「理事」を「理事及び監事」に、第3項中の「希望する理事」を「希望する理事及び監事」に書き換えること。

(理事会の決議)

- 第55条** 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数で決する。
- 2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。
- 3 理事は、書面又は電磁的方法により理事会の議決に加わることができる。
- 4 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。
- 5 理事が理事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

(注1) 理事会の定足数について、過半数を上回る割合を定款又は規約で定めることができる。

(注2) 理事会の決議要件について、過半数を上回る割合を定款又は規約で定めることができる。

(理事会の議決事項)

- 第56条** 理事会は、法又はこの定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。
- (1) 総代会又は総会に提出する議案
- (2) その他業務の執行に関する事項で理事会が必要と認める事項

(理事会の議長及び議事録)

- 第57条** 理事会においては、理事長がその議長となる。
- 2 理事会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した理事及び監事は、これに署名し、又は記名押印するものとし、電磁的記録をもって作成した場合には、出席した理事及び監

事は、これに電子署名を付するものとする。

3 前項の議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 招集年月日
- (2) 開催日時及び場所
- (3) 理事・監事の数及び出席理事・監事の数並びにその出席方法
- (4) 出席理事の氏名
- (5) 出席監事の氏名
- (6) 出席組合員の氏名
- (7) 議長の氏名
- (8) 決議事項に特別の利害関係を有する理事の氏名
- (9) 議事経過の要領及びその結果（議案別の議決の結果、可決、否決の別及び賛否の議決権数並びに賛成した理事の氏名及び反対した理事の氏名）
- (10) 監事が、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認められるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときに理事会に報告した内容及び理事会に出席して述べた意見の内容の概要
- (11) 理事会の招集を請求し出席した組合員の意見の内容の概要
- (12) 本組合と取引をした理事の報告の内容の概要
- (13) その他（理事会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨）
 - ① 招集権者以外の理事による招集権者に対する理事会の招集請求による理事の請求を受けて招集されたものである場合
 - ② ①の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したものである場合
 - ③ 監事の請求を受けて招集されたものである場合
 - ④ ③の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したものである場合
 - ⑤ 組合員の請求を受けて招集されたものである場合
 - ⑥ ⑤の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした組合員が招集したものである場合

4 次の各号に掲げる場合の理事会の議事録は、当該各号に定める事項を内容とするものとする。

- (1) 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなした場合には、次に掲げる事項
 - ① 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - ② ①の事項の提案をした理事の氏名
 - ③ 理事会の決議があったものとみなされた日
 - ④ 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名
- (2) 理事が理事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知し、当該事項を理事会へ報告することを要しないものとした場合には、次に掲げる事項

- ① 理事会への報告を要しないものとされた事項の内容
- ② 理事会への報告を要しないものとされた日
- ③ 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

(注) 第3項(10)、(13)③、④は、監事に理事の業務監査権限を与える組合に対する規定であり、(6)、(11)、(13)⑤、⑥は、監事の職務を会計に関するものに限定している組合に対する規定であるので、組合によって、適宜、選択すること。

(総会の議決事項)

第58条 総会は、組合の解散、合併又は事業の全部の譲渡に限り、議決することができる。

(総会の招集)

第59条 総会は、前条に掲げる事項を議決する必要があるときに限り、理事会の議決を経て、理事長が招集する。

(総代会の規定の準用)

第60条 総会については、第45条(総代会招集の手続)、第47条(書面又は代理人による議決権又は選挙権の行使)、第49条(総代会の議長)、第50条(緊急議案)及び第52条(総代会の議事録)の規定を準用する。この場合において第47条第1項中「他の組合員」とあるのは「その組合員の親族若しくは常時使用する使用人又は他の組合員」と、第2項中「1人」とあるのは「4人まで」と読み替えるものとする。

(委員会)

第61条 本組合は、その事業の執行に関し、理事会の諮問機関として、委員会を置くことができる。
2 委員会の種類、組織及び運営に関する事項は、規約で定める。

(別 表)

地 域	定 数

(備考) 部会、支部、青年部又は女性部を置く組合にあっては、第6章見出しに該当する機関名(部会、支部、青年部又は女性部)を追加し、次の規定のうち該当するものを加えること。

(部 会)

第55条 本組合は、業種ごとの組合員をもって構成する部会を置く。
2 部会について必要な事項は、規約で定める。

(支 部)

第56条 本組合は、地域ごとの組合員をもって構成する支部を置く。
2 支部について必要な事項は、規約で定める。

(青年部)

第 57 条 本組合に青年部を置く。

2 青年部について必要な事項は、規約で定める。

(女性部)

第 58 条 本組合に女性部を置く。

2 女性部について必要な事項は、規約で定める。

(備考) 賛助会員制をとる組合にあっては「第 7 章 会計」を「第 8 章 会計」とし、第 7 章見出しを「第 7 章 賛助会員」として、次のように記載すること。

第 7 章 賛助会員

(賛助会員)

第 55 条 本組合は、本組合の趣旨に賛同し、本組合の事業の円滑な実施に協力しようとする者を賛助会員とすることができる。ただし、賛助会員は、本組合において、法に定める組合員には該当しないものとする。

2 賛助会員について必要な事項は、規約で定める。

「総会及び理事会議事録様式例」について

総会議事録様式例（通常総会の場合）

〇〇協同組合第〇回通常総会議事録

1. 招集年月日 平成 年 月 日
2. 開催日時及び場所
 - (1) 開催日時 平成 年 月 日 午後 時 分
 - (2) 開催場所 石川県 市 丁目 番 号「 」
3. 理事・監事の数及び出席理事・監事の数並びにその出席方法
 - (1) 理事・監事数 理事 人 監事 人
 - (2) 出席理事・監事数 理事 人（本人出席 人） 監事 人（本人出席 人）
4. 組合員数及びその出席者数並びにその出席方法
 - (1) 組合員数 人
 - (2) 出席者数 人（本人出席 人、委任状出席 人）
5. 出席理事の氏名 〇〇〇〇、 、 、 、
6. 出席監事の氏名 〇〇〇〇、 、 、 、
9. 議長の氏名 〇〇〇〇
10. 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名 〇〇〇〇、
11. 議長選任の経過

定刻に至り司会者 開会を宣し、続いて代表理事（理事長） が挨拶した。司会者から本日の第 回通常総会は定足数を満たしたので有効に成立する旨を告げたのち、議長の選出についてはかったところ、満場一致をもって が議長に選任された。続いて議長から挨拶ののち議案の審議に入った。

12. 議事の経過の要領及び議案別の議決の結果

第1号議案 平成 年度決算関係書類承認の件

議長は、平成 年度の事業報告書を に朗読、説明させた。引き続き、 が平成 年度財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分（又は損失処理）案を朗読、説明し、次いで監事（を代表して） が別紙監査報告書どおり報告した。議長は、その承認を議場にはかったところ、満場異議なく原案どおり可決決定した。

第2号議案 平成 年度事業計画、収支予算並びに経費の賦課及び徴収方法決定の件

議長は、 に原案を朗読させ、その内容を詳細に説明させこれを議場にはかったところ、質疑応答ののち、満場異議なく原案どおり可決決定した。

第3号議案 平成 年度借入金残高の最高限度決定の件

議長は、原案として借入金残高の最高限度を 円としたい旨はかったところ、満場一致原案どおり可決決定した。

第 号議案 1組合員に対する貸付金残高及び債務保証残高の最高限度決定の件

議長は、原案として1組合員に対する貸付金残高の最高限度を 円、債務保証残高の最高限度を 円としたい旨はかったところ、満場異議なく可決決定した。

第 号議案 手数料、貸付利息及び保証料の最高限度決定の件

議長は 〇〇〇〇に原案を朗読させ、手数料については、％まで、貸付利息については最高年％（又は最高借入利率に年％を加算した利率）まで、保証料については最高年％までとした旨をはかったところ、満場一致をもって可決決定した。

第 号議案 理事及び監事の報酬決定の件

議長は、原案として本年度理事報酬は年額金 〇〇〇〇円、監事報酬は年額金 〇〇〇〇円を限度として支給したい（又は本年度理事及び監事の報酬は支給しない・無報酬としたい）旨を議場にはかったところ、満場一致原案どおり可決決定した。

第 号議案 取引金融機関変更（又は追加）の件

議長は、本組合の取引金融機関を 〇〇〇〇銀行から 〇〇〇〇銀行へ変更したい旨（又は 〇〇〇〇銀行を追加したい旨）を述べ、これを議場にはかったところ、満場異議なく可決決定した。

第 号議案 平成 〇〇年度加入金額決定の件

議長は、本年度の加入金として出資一口当り金 〇〇〇〇円としたい旨を述べ、これを議場にはかったところ、満場一致原案どおり可決決定した。

第 号議案 (1) 定款一部変更の件（部分変更の場合）

議長は、本組合の定款第 〇〇条、第 〇〇条を変更したい旨を述べ、議長の指名によりは、別紙変更しようとする箇所を記載した書面及び変更理由書に基づき詳細に説明した。議長は、この承認を議場にはかったところ、満場異議なく別紙原案どおり可決決定した。

第 号議案 定款変更認可申請における字句の一部修正委任の件

議長から、定款変更認可申請に当たって、本文の趣旨に反しない字句の修正を代表理事に一任することをはかったところ、満場異議なく可決決定した。

第 号議案 規約設定（変更）の件

議長は、〇〇〇〇に原案を朗読させ、その内容を詳細に説明させたのち、これを議場にはかったところ、満場一致をもって原案どおり可決決定した。

第 号議案 理事及び監事選挙の件

議長は、理事 〇人及び監事 〇人の役員全員が（平成 〇〇年 〇月 〇日辞任した）（平成 〇〇年 〇月 〇日任期満了により退任した）（本日任期満了により退任する）（来る平成 〇〇年 〇月 〇日退任する）ので、その後任者を選挙する必要がある旨説明し、その選挙方法として指名推選制をとりたい旨を議場にはかったところ全員賛成した。議長は、指名推選制の出席者全員の同意を得たので選考委員の選出方法を議場にはかったところ、議長一任と決し、議長は 〇〇〇〇、〇〇〇〇、の 〇人を指名し、選考委員によって理事 〇人及び監事 〇人の選考に入った。

選考の結果、議長から、選考委員が指名推選した役員の氏名は下記のとおりである旨を告げ、これを議場にはかったところ、全員異議なくこれを当選者と可決決定した。※なお、当選者は全員それぞれ就任を承諾した。

※増員・員外役員追加の定款変更の場合（なお、当選者は全員それぞれ就任を承諾した。また、定款変更に伴う増員分（員外分）理事については行政庁の定款変更認可書到達の日に就任する旨、全員了承した。）

※減員の場合（なお、当選者は全員それぞれ就任を承諾した。また、定款変更認可申請が伴うため、行政庁の定款変更認可書到達の日に就任する旨全員それぞれ了承した。）

理 事 〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、
監 事 〇〇〇〇、〇〇〇〇

第 号議案 の件

議長は、に原案を朗読させ、その内容を詳細に説明させ、これを議場にはかったところ、質疑応答ののち、満場異議なく原案どおり可決決定した。

以上をもって第 〇 回通常総会の議案全部の審議を終了したので、議長は退任の挨拶を行い、司会者から閉会を告げ散会した。

平成 年 月 日

〇〇協同組合通常総会

議 長（理事長）

出 席 理 事

" 印

〃 印

理事会議事録様式例（役員改選の場合）

理 事 会 議 事 録

1. 招集年月日 平成 年 月 日
2. 開催日時及び場所
 - (1) 開催日時 平成 年 月 日 午前（午後） 時
 - (2) 開催場所 石川県 市 丁目 番 号「 」
3. 理事・監事の数及び出席理事・監事の数並びにその出席方法
 - (1) 理事・監事数 理事 人 監事 人
 - (2) 出席理事・監事数 理事 人（本人出席 人、書面出席 人）
監事 人（本人出席 人）
4. 出席理事の氏名 ○○○○、 、 、 、
5. 出席監事の氏名 ○○○○、 （又は 出席監事はいない）
6. 出席組合員の氏名 ○○○○、 （又は 出席組合員はいない）
7. 議長の氏名 ○○○○
8. 決議事項に特別の利害関係を有する理事の氏名 第 号議案について ○○○○、
（又は 該当する理事はいない）
9. 議事経過の要領及びその結果
定刻に至り 選ばれて議長席につき理事会開会を宣し、ただちに議事に入る。
議 案 代表理事（理事長）、副理事長及び専務理事選任の件
互選の結果、全員一致により次の者が代表理事（理事長）、副理事長及び専務理事に選任され、
それぞれの就任を承諾した。
代 表 理 事（理 事 長）
副 理 事 長（第1順位） （第2順位）
専 務 理 事
以上をもって議案全部の審議を終了したので議長より閉会を告げ散会した。

平成 年 月 日

○○○○協同組合理事会
議 長 理 事 印
出 席 理 事 印
" 印
出 席 監 事 印

石川労働局よりお知らせ

ハローワーク（公共職業安定所）の組織見直しについて

石川労働局では、行政の限られた人的資源等を有効に活用し、質量ともに高まる行政需要に今後
も的確に対応するため、平成 20 年 3 月 31 日をもってハローワーク（公共職業安定所）の組織の見
直しを行い、現状の「7 本所、3 出張所、1 分室」を「6 本所、2 出張所、1 分室」に再編します。

組織の見直しにより、ハローワークにおける県内のサービスの均一性、専門性を確保するととも
に、窓口での待ち時間や申請書等の処理時間の短縮を図ります。

見直し前後の新旧対照表は次のとおりです。（ただし、ハローワーク小松、加賀及び津幡について
は変更がありません。）

ハローワーク	3 月 30 日までの管轄区域		ハローワーク	3 月 31 日からの管轄区域
金沢公共職業安定所	金沢市・ <u>白山市</u> ・かほく市 <u>石川郡</u> ・河北郡		金沢公共職業安定所 076-253-3030	金沢市・かほく市 河北郡
金沢公共職業安定所 松任出張所	白山市・石川郡	組織変更	<u>白山公共職業安定所</u> 076-275-8533	白山市・石川郡
七尾公共職業安定所	七尾市・鹿島郡		七尾公共職業安定所 0767-52-3255	七尾市・ <u>羽咋市</u> ・鹿島郡・ <u>羽咋郡</u>
羽咋公共職業安定所	羽咋市・羽咋郡	組織変更	<u>七尾公共職業安定所</u> <u>羽咋出張所</u> 0767-22-1241	羽咋市・羽咋郡
能都公共職業安定所	珠洲市 鳳珠郡のうち能登町	組織変更	<u>輪島公共職業安定所</u> <u>能登出張所</u> 0768-62-1242	珠洲市 鳳珠郡のうち能登町
能都公共職業安定所 珠洲出張所	珠洲市	廃止、統合		
穴水公共職業安定所	輪島市 鳳珠郡のうち穴水町	廃止、統合	<u>輪島公共職業安定所</u> 0768-22-0325	輪島市・ <u>珠洲市</u> <u>鳳珠郡</u>
穴水公共職業安定所 輪島出張所	輪島市 (旧門前町を除く)	組織変更		

公共職業安定所（本所）から出張所に組織変更しても、お客様へのサービス（職業相談、紹介、
求人者に対する相談、求人受理及び雇用保険の各種届出、雇用保険失業給付等）の内容はほとんど
変更ありません。

なお、統合されるハローワーク穴水の業務はハローワーク輪島が、ハローワーク珠洲の業務はハ
ローワーク能登が引き継ぎます。

また、統合される地域（穴水町、珠洲市）については、平成 20 年度本予算成立後に自治体と共同
で「地域職業相談室」を設置して、職業相談、求職受理及び職業紹介や求人者に対する相談を行う
こととしています。地域職業相談室では、雇用保険の取得・喪失等の手続き及び雇用保険の受給に
関することについては行うことができませんので、穴水町及び旧門前町の方はハローワーク輪島で、
珠洲市の方はハローワーク能登で行っていただくことになります。